第四十二条の六第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「、次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に、「この項及び次項」を「第九項まで」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　中小企業者等が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の六第一項の次に次の五項を加える。

2　中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第四十二条の十二の五第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例対象事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　前二項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「第二十八条第一項の規定により」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第三号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第四号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第五号の第一欄中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同号の第二欄中「第二条第十四号に規定する金融業務に係る」を「第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する」に改め、同号の第三欄中「政令で定める」を「第四十二条の六第五項」を「第四十二